

高根中学校いじめ防止基本方針

北杜市立高根中学校

平成26年1月14日策定
平成30年4月1日一部改訂
平成31年3月15日一部改訂
令和3年3月18日一部改訂
令和5年3月6日改訂

1 はじめに

いじめ防止対策推進法13条の規定，国，山梨県及び北杜市のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき，本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1) いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して，的確に取り組む。

- ①いじめは，人権侵害であり，人として決して許されない行為である。
いじめは許されない，いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ②いじめは，どの生徒にも，どの学校，どの学級にも起こりうることである。
- ③いじめは，大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは，様々な様態がある。
- ⑤いじめは，受けた生徒の生命及び心身を保護することが最優先されなければならない。
- ⑥いじめは，教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは，安易に解消したものとせず，継続して注意深く観察する必要がある。
- ⑧いじめは，家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨いじめは，学校，家庭，地域，市など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

上記の「いじめ」に対する認識を持って，学校長のリーダーシップのもと，学校全体で組織的にいじめ防止に取り組む。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに，いじめが疑われる場合は，適切かつ迅速にこれに対処し，さらにその再発防止に努める，また，「いじめを生まない学校づくり」を目指し，教育活動全体を通して，好ましい人間関係づくりや，豊かな心の育成等のために日々取り組む。

2 いじめ防止対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために，以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し，この組織が中心となり，教職員全員で共通理解を図り，学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また，必要に応じてケース会議を設ける。

「いじめ防止対策委員会」

○構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，（スクールカウンセラー）

○いじめ防止対策委員会の役割

- ・いじめの未然防止のための情報交換・情報共有
- ・いじめ未然防止対策の年間計画策定
- ・早期発見への取組計画策定
- ・いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口

- ・いじめ発生時の対応
- ・重大事態発生時の対応
- ・いじめ防止の取り組みについての検証

○定例のいじめ防止対策委員会は月1回程度開催する。

○関係する情報の集約と共有化を図り、記録を保存する。(5年間)

「ケース会議」

○構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
担任、部活動顧問(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部関係機関)

○ケース会議の役割

- ・いじめ発生時の具体的な対応
- ・重大事態発生時の対応と外部機関との連携

3 未然防止への取組

- 1) 好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 2) 「授業づくり」・「集団づくり」を見直し、全ての生徒が活躍できる場面づくりに努力する。
- 3) 全ての生徒の「居場所」となるよう、また、集団の「絆づくり」を目指した学校づくりを進める。
- 4) 道徳教育の充実を図り、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより正面から向き合うことができるように実践的な取組を行う。
- 5) 特に配慮が必要な生徒については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 6) 「情報モラル」について体系的に指導し、リスク回避能力を身につけ、ルールを守らせる。

4 早期発見への取組

- 1) 日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう努める。
- 2) 定期的なアンケート調査や教育相談、QI検査の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。(部活動休養日の設定と二者懇談等の相談時間の確保、SCとの全員面談)
- 3) 生徒に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。
- 4) けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

5 いじめへの対処

1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合、組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上や、生徒の人格の成長に主眼を於いた指導を行う。

2) いじめを発見・通報を受けたときの対応

○特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

○いじめの重大事態を念頭においた初期対応を行う。

○組織的に情報を集め、いじめ問題に正対した指導・支援体制を組む。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、北杜警察署と相談する。

○いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの指示及びガイドラインに従って必要な対応を行う。

3) いじめられた生徒またその保護者への支援

○十分に話を聞きとり、今後の不安を取り除き、いじめにあった生徒を守り切る。

○本人及び保護者に今後の具体的な方針、取り組みを伝え、理解と安心感を与える。

4) いじめた生徒への指導またその保護者への助言

○十分な聞き取りのもとに組織的に対応する。

○いじめた生徒の行為だけでなく、被害者の心情、負った心の痛みが理解できる指導を行う。

○加害者としての謝罪は、いじめられた生徒の心情が理解できたときに初めて可能となる。

5) いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめの事実を知りながら行動を起こさないことは、結果としてその事実を容認したことになる
ということの意味を考えさせる。

○いじめの事実に対して自分たちの問題としてとらえさせ、今後の行動に生かせるようにする。

6) インターネット上のいじめへの対応

○書き込みや画像の削除に向けて正確な事実確認を行い、速やかに被害の拡大防止の対応を行う。

7) 複合的な状況への対応

○家庭の困難さ等複合的な状況を抱えている場合は、課題を分離して対応する。

○いじめ以外の困難な課題については、適切に関係機関との連携を図る。

8) いじめの解消の判断

○いじめに係る行為が止み、被害生徒が心身の苦痛を感じなくなってから少なくとも3ヶ月以上経過してから行い、その後も、関係生徒の様子や状況を注視していく。

6 家庭・地域との連携

1) 保護者への説明，理解の元に，家庭と連携した指導，支援を行う。

○関係する生徒の保護者には事実の報告と解決に向けた学校の取り組み等について説明を行い，理解と協力を求める。

○謝罪については，いじめられた生徒や保護者の心情に寄り添いながら，学校が適切に判断し，慎重に行う。

○対策委員会の判断のもとに，状況に応じて学級・学年・全校単位での保護者会を開催し，いじめの事実，学校の取り組みについて説明し，理解と協力を求める。

2) 地域に情報を発信し，地域における青少年の健全育成活動との連携を進める。

【重大な事態とは】

いじめにより，生徒の生命，心身，または財産に重大な被害が生じた疑いや，いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合，保護者から，いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあった場合。（※）年間30日を目安